

監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し常に公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な事業運営と社会的信頼の向上に努め、この法人の公益法人としての社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、次の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき。
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあるとき。
- (3) 法令又は定款に違反する事実があるとき。
- (4) 著しく不当な事実があるとき。

3 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監査計画)

第4条 監事は、毎事業年度の始めに、監査の実施日時、監査事項等についての監査計画を監事間の協議により作成するものとする。

(理事会等へ出席)

第5条 監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(理事会に対する意見陳述義務)

第6条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令又は法人の定款（以下「定款」という。）に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めるときは、遅滞無く理事会に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求することができる。その請求後5日以内に招集の手続きが行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(差止請求)

第7条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著

しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(総会に対する報告義務)

第8条 監事は、理事が総会に提出する議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その結果を社員総会に報告しなければならない。

(総会に対する説明義務)

第9条 監事は、総会において会員から特定の事項について説明を求められたときは、議長の議事運営に従い説明するものとする。

(監事の選任等についての意見陳述)

第10条 監事は、総会において監事の選任若しくは解任又は辞任について、意見を述べることができる。

(監事の報酬についての意見陳述)

第11条 監事は、総会において、監事の報酬等について意見を述べるすることができる。

(計算書類等の監査)

第12条 監事は、各事業年度に係わる計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)、事業報告書及びこれらの附属明細書並びに財産目録を監査する。

(監査報告書)

第13条 監事は、前条の監査の終了後、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間において異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2 前項の監査規定には、作成年月日を付し、記名押印するものとする。

3 監事は前項の監査報告書を、理事長に提出する。

(補則)

第14条 この規程の改正は、監事全員の合意より行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、平成24年7月24日から施行する。